

# 門川町新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

令和8年3月

門川町

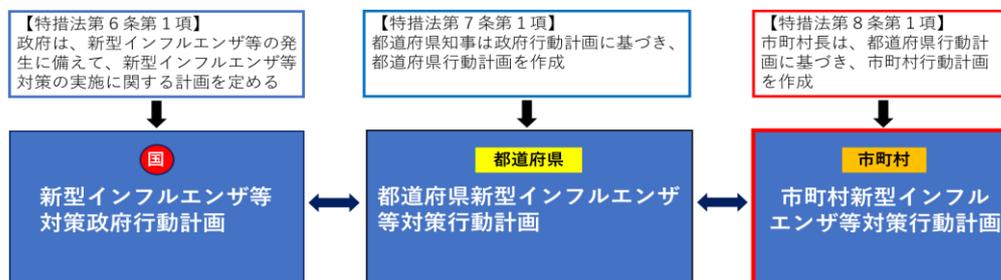


## 1. 計画の趣旨

門川町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）は、2012年4月に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、国が新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び県が宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定したことを踏まえて、2014年3月に策定しました。それ以来、国・県の行動計画の一部変更や課の統廃合による課名変更等を受け、数次の部分的な改定を行ってきました。

2020年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の経験により、国は2023年4月に特措法の改定を行い、2024年7月に政府行動計画を改定、また、県が2025年3月に県行動計画を改定したことを受けて、本町においても町行動計画の適切な改定を行なうものです。

### <各計画の関係性イメージ>



### 《特措法の対象となる新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）》

- ① 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。感染症法第6条第8項）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。感染症法第6条第9項）

## 2. 計画の目的

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行えるよう対策の充実等を図るものです。国の新型インフルエンザ等対策推進会議では、新型コロナ対応の主な課題として、《平時の備えの不足・変化する状況への柔軟かつ機動的な対応・情報発信》が挙げられました。

今後の感染症危機対応では、感染症拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要とされ、そのために次の3つの視点で対策の充実・強化を図ります。

### 《行動計画における3つの視点》

- ① 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ② 町民生活及び地域経済活動への影響の軽減
- ③ 基本的人権の尊重



### 3. 計画における基本的な考え方

新型インフルエンザ等の対策では、特定事例に偏った準備ではなく、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の新たな呼吸器感染症も想定し、次の2点に基づいて様々な状況に応じた柔軟な対応策を講じます。

#### 《基本的な考え方》

##### ①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン接種体制の構築等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、重症者数や死亡者数を減らす。

##### ②町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

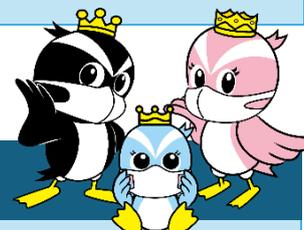
- ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減し、安定を確保する。

### 4. 役割分担

主体	主な役割
国	政府行動計画の策定、基本的対策方針の決定、対策の推進、ワクチン・治療薬等の開発・確保、情報収集・提供
都道府県（宮崎県）	県行動計画の策定、対策の実施、県対策本部の設置・運営、医療提供体制等の整備、ワクチンの供給調整、情報収集・提供
市町村（門川町）	町行動計画の策定、対策の実施、町対策本部の設置・運営、町民への情報提供、住民接種の実施、生活支援等
医療機関	医療提供体制の確保、病床確保・発熱外来・自宅療養者等への医療の提供・ワクチン接種への協力
指定（地方）公共機関	特措法に基づいた対策の実施
事業者	業務継続計画の策定、感染対策・備蓄の実施、重要業務の事業継続等の準備、従業員への情報提供
町民	正しい情報に基づく適切な行動、基本的な感染対策の実施、備蓄の推進

### 5. 発生段階の設定

発生段階	内容
準備期	新型インフルエンザ等が発生していない状態（予防や準備等事前準備の期間）
初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性を探知してから基本的対処方針が実行されるまで
対応期	基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまで



## 6. 各対策項目と発生段階ごとの対策

各対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町行動計画等の作成</li> <li>・体制整備・強化</li> <li>・訓練の実施</li> <li>・国及び県、圏域市町村等の連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策連絡会の設置・運営</li> <li>・国及び県、圏域市町村等の連携</li> <li>・予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の設置・運営</li> <li>・職員の派遣・応援への対応</li> <li>・緊急事態措置の検討等</li> <li>・必要な財政上の措置</li> <li>・（対策本部の廃止）</li> </ul>
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染対策、感染症発生状況等の町民等への情報提供・共有</li> <li>・県等との感染状況等の情報提供・共有体制の整備</li> <li>・双方向のコミュニケーションの体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的根拠に基づく情報提供・共有</li> <li>・偏見・差別等防止のための啓発</li> <li>・双方向のコミュニケーションの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的根拠に基づく情報提供・共有</li> <li>・偏見・差別等防止のための啓発</li> <li>・個人情報の保護に留意した必要な範囲での情報の公表</li> <li>・双方向のコミュニケーションの実施</li> </ul>
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策強化に向けた理解や準備の促進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症への具体的な対策の周知</li> <li>・業務継続計画に基づく対応の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画に基づく対応</li> <li>・事業者等への営業時間の変更や休業要請等</li> <li>・教育機関、社会福祉施設、保育施設等における対応</li> </ul>
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資材の準備</li> <li>・ワクチンの供給体制・接種体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種体制の準備</li> <li>・必要な資材の確保</li> <li>・ワクチン接種準備・接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種の実施</li> <li>・副反応への対応</li> </ul>
⑤保 健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の応援派遣</li> <li>・研修・訓練等による人材育成及び連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の応援派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察及び生活支援等の実施</li> </ul>
⑥物 資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等の備蓄の推進・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の供給準備</li> <li>・物資の追加・補充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の供給</li> <li>・物資の追加・補充</li> </ul>
⑦町民生活 及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な支援に係る仕組みの整備</li> <li>・町民や事業者に対する食料品や生活必需品の備蓄の推奨</li> <li>・生活支援を要する者への支援等の準備</li> <li>・火葬体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身への影響及び生活支援を要する者への支援（メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、フレイル予防等）</li> <li>・教育及び学びの継続等に関する支援</li> <li>・遺体の火葬・安置の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民生活の安定の確保に係る支援</li> <li>・教育及び学びの継続に関する支援</li> <li>・生活関連物資等の価格の安定等</li> <li>・特例による埋葬・火葬等</li> <li>・地域経済活動の安定の確保を対象とした対応・支援</li> <li>・後遺症に係る支援</li> </ul>